

平成 24 年度

和光市教育行政の基本目標と重点施策

【基本理念】

『自ら学び、心豊かに創造性を育むまち』



和光市イメージキャラクター
「わこうっち」

和光市教育委員会

平成 24 年度 和光市教育行政の基本目標と重点施策

【基本理念】

『自ら学び、心豊かに創造性を育むまち』

教育の営みは、人間が生涯にわたって主体的にその資質や能力を伸長させていくことに大きな役割を担うものである。和光市教育委員会は、第四次和光市総合振興計画基本構想において位置づけられている「みんなでつくる快適環境都市わこう」をめざし、『自ら学び、心豊かに創造性を育むまち』を基本理念として、心身ともに健康でたくましく、創造性と進取の気概に富み、豊かな人間性と国際的視野を備えた人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を基調とした「知・徳・体」のバランスのとれた人間形成、市民の生涯学習への高まりに応じた多様な学習活動、さらには文化の創造を推進するため、教育行政の6つの重点施策並びに努力事項を次のとおり定める。

重点施策の体系

1. 個性を伸ばし生きる力を育む教育
2. 心豊かな市民生活を築く生涯学習の社会づくり
3. 青少年の健やかな成長を支える地域づくり
4. 人と歴史が響き合う文化創造のまちづくり
5. スポーツ・レクリエーション活動の振興
6. 国際化と平和・人権尊重のまちづくり

1. 個性を伸ばし生きる力を育む教育

確かな学力の育成をめざした教育の推進

小・中学校教育の充実

○学習指導の充実

- (1) 教育に関する3つの達成目標（学力）の推進
- (2) 指導内容、指導方法、学習評価の工夫改善
(指導主事による学校訪問)
- (3) 少人数指導の効果的活用と学力の向上
(学力向上支援教員の効果的活用)
- (4) 補充学習の実施
(各学校での補充学習、和光市夏の算数教室の実施)

○心の教育の推進

- (1) 教育に関する3つの達成目標（規律ある態度）の推進
- (2) 道徳教育の振興・充実
(授業公開等の実施、研修会の充実)
- (3) 豊かな体験活動、道徳的実践の推進
(特別活動、総合的な学習の時間の指導の充実)
- (4) 「心のノート」「県道徳資料」の効果的活用

○体力向上の推進

- (1) 教育に関する3つの達成目標（体力）の推進
(体力づくりの啓発・普及)
- (2) 体力向上委員会の活動の充実

- (授業研究会の開催)
- (3) 学校体育指導の充実
(学力向上支援教員の効果的活用、実技講習会の開催)

○保健・安全・給食指導の充実

- (1) 学校保健活動の推進
(学校保健計画に基づく保健管理の徹底)
- (2) 性・エイズ教育・生活習慣病教育の推進
(養護教諭・関係機関との連携)
- (3) 薬物乱用防止教育の推進
(薬物乱用防止教室の開催)
- (4) 交通安全、防犯・防災教育の徹底
(地域防犯ネット、子どもを守る家等との連携、自転車安全利用制度)
- (5) 災害対策・避難訓練の充実
(学校と事務局連携の危機対応訓練、各学校の危機管理マニュアル作成)
- (6) 地域の学校保健活動の推進と充実
(朝霞地区学校保健会事務局としての活動の充実)

○社会の変化に対応した教育の充実

- (1) 国際理解教育、国際交流の推進
(外国語人指導助手、地域人材の効果的な活用)
- (2) 環境教育の推進
(環境市民ボランティアとの連携・活用)
- (3) 福祉・ボランティア教育、交流活動の推進
(社会福祉ボランティアとの連携)
- (4) 帰国児童・生徒、外国籍児童生徒への教育の充実
(日本語指導員の配置)

外国語（英語）教育推進

○外国語活動・外国語指導の充実

- (1) 外国語指導助手の効果的活用、地域人材の効果的な活用
(派遣業者との連携、外国語指導助手ミーティングの実施)
- (2) 小中連携の推進
(外国語活動担当者会議の充実、公開授業・研修会の実施)

コンピュータ教育推進

○学校教育の情報化の推進

- (1) 情報教育の推進
(児童生徒の情報活用能力の育成)
- (2) 教科指導におけるＩＣＴ活用の推進
(各教科等の目標達成のための効果的ＩＣＴの活用)
- (3) 校務の情報化
(教員の事務負担軽減と児童生徒と向き合う時間の確保)
- (4) 関係機関、和光市情報教育推進委員会、彩の国情報教育推進マイスターとの連携強化
(連携推進、情報の共有化、情報機器の整備)

○学校活性化事業（コンピュータインストラクター）の活用

学校図書館教育推進

○学校活性化事業（図書館アドバイザー）の活用

- 読書活動の充実
(朝読書、読み聞かせ支援、司書教諭の活用、読書感想文)

教職員研究・研修

- 教職員の指導力の向上
(初任研・若手教員・臨任研・5年経験者研修等の充実、大学との連携)
- 市研究委嘱の推進
(学力向上を目指した各学校の支援・指導者の派遣・研究発表の実施)

地域と連携した教育の推進

開かれた学校づくりの推進

- 開かれた学校づくりの推進
 - (1) 小・中学校での授業参観等の推進
(学校公開、教育の日、教育週間の活用)
 - (2) 開かれた学校づくりと学校評価の実施
(学校評議員活用、学校関係者評価活用)
 - (3) 学校・家庭・地域連携の推進
(PTA等との連携の推進・学校応援団の活動の充実)
 - (4) 学校活性化事業(みどりの学校ファーム)の推進
(地域の協力者の活用、学校応援団との連携)
 - (5) 交通安全、防犯・防災教育の徹底
(地域防犯ネット、子どもを守る家等との連携、学校防災対応マニュアル)
 - (6) 児童生徒の安全確保
(スクールガードチーフ、子どもを守る家、地域防犯ネット等との連携)
 - (7) 和光市心の教育推進委員会の活動推進
(推進活動の見直しと新たな計画)
 - (8) 学校教育・社会教育の連携強化
(学校施設開放講座の推進)
 - (9) ボランティア活動の推進
(社会福祉協議会との連携推進)

特色ある学校づくり

- 地域の実態に応じた特色ある学校づくりの推進
(学校活性化事業(特色ある学校づくり補助金)の活用)

よりよく適応するための支援体制づくりの推進

教育支援センター・特別支援・適応支援

- 生徒指導・いじめ・不登校対策の推進
 - (1) 適応指導体制の充実
(教育支援センターの効果的な活用、適応指導・学習支援の充実)
 - (2) 教育相談員・さわやか相談員の配置
(教育支援センターの支援)
 - (3) カウンセリング研修の充実
(中・上級資格取得者等の効果的な活用)

- (4) 家庭・教育機関との連携
(和光市不登校対策委員会の活動の充実)
- (5) いじめ、非行防止対策の推進
(非行防止教室等の開催)
- (6) 教育相談体制の充実
(教育支援センターとの効果的な連携)
- (7) 小中連携の推進
(小中連携シートの活用、生徒指導対応教諭の活用)

○特別支援教育の充実

- (1) 就学予定児に対する就学相談、諸検査の実施
- (2) 就学支援委員会の相談活動の充実
(適正な就学支援・援助)
- (3) 児童生徒の学びに即した特別支援学級の設置
(障害に応じた特別支援学級設置)
- (4) 通級指導教室における指導の充実
(通級指導教室の指導の充実、障害を把握した指導の充実)
- (5) 特別支援学級の特性を生かした指導の充実
(個別の指導計画の充実、学校生活支援員の活用)
- (6) 特別支援教育体制の整備・確立
(専門家派遣による支援、委嘱研究の推進、県の委嘱発表)
- (7) 特別支援教育コーディネーターの活用
(教育上特別な配慮を要する児童生徒の理解を深める研修会の開催)
- (8) 交流及び共同学習の推進
(実態に即した交流の推進)
- (9) 県立特別支援学校及び他機関との連携
(合同研修会の実施、教育支援センターの効果的な活用)
- (10) キャリア教育の充実
(地域人材の活用、職場体験活動の推進、公・民間施設の連携推進)

幼保小連携推進

○就学前教育の充実と円滑な接続（幼保小連絡協議会）

- (1) 関係機関（こども福祉課）等との連携強化
- (2) 幼・保・小の連携強化（小学校等での交流会、授業研究会）
- (3) 保護者との連携推進（研修会の実施）

放課後児童の居場所づくりの推進

保育クラブの推進

○保育クラブの管理運営・充実

放課後子ども教室推進

○放課後子ども教室の周知・充実

安全でおいしい学校給食の充実

学校給食業務

○給食施設の改修

(1) 計画的なドライシステムの給食施設整備

○食に関する指導の充実

(1) 食育に関する指導の充実

(給食参観、試食会、料理教室の開催、地産地消の推進)

(2) 「早寝・早起き・朝ご飯」運動の推進

(地域・保護者への啓発活動、食育教育の推進)

○安全・安心な給食の提供

(1) 新鮮な地場産物の使用

(2) 検査による安全確認

(食材の微生物検査・理化学検査、提供食の放射性物質検査)

安全な学校教育環境の整備

学校管理運営

○学校施設の維持管理

(建物定期点検調査の実施)

学校施設整備

○修繕計画に基づく施設整備

(第二中学校・第三中学校体育館耐震補強)

小中学校の配置・規模の適正化の推進

和光市市立小学校建設事業

○小中学校の配置・規模の適正化の推進

(1) 学校選択制による教育環境の適正化
(学校選択制の実施と対象校の検討)

(2) 小・中学校の建設
(必要な情報の提供)

(3) 学校の適正配置・適正規模の検討と改善
(新設校設置後の検討委員会の開催)

幼児教育の機会の支援

幼稚園就園奨励

2. 心豊かな市民生活を築く生涯学習の社会づくり

生涯学習支援の推進

成人式

○新成人主体による特色ある成人式の実施

社会教育団体活動支援

○補助金交付による活動支援

生涯学習推進

- 市民の主体的・自主的な学習活動の支援
- 社会教育施設の充実
- 生涯学習に関するネットワークの構築・活用
- 生涯学習の場としての図書館機能の充実

公民館活動支援

- 自主的な学習・サークル活動の育成と支援
- 社会教育施設の整備と充実

新たな市民ニーズに対応した図書館サービスの提供

- 図書資料の整備充実
- （仮）図書館計画等の策定

充実した生涯学習機会の提供

生涯学習講座

- 多様なニーズに対応した講座の開催

生涯学習情報提供

- 生涯学習などに関する情報提供

公民館・図書館講座の充実

- 地域の学習要求に応じた講座の開催と情報提供

3. 青少年の健やかな成長を支える地域づくり

青少年の育成に適した環境づくりの支援

青少年団体活動支援

- 青少年と地域の絆を強くするための活動支援

青少年問題協議会運営

- 青少年育成活動の活性化支援

4. 人と歴史が響き合う文化創造のまちづくり

歴史的文化資源の保護・活用の推進

—文化財保護

○地域の文化財の保護

○地域の文化財の活用

○地域の歴史や文化財への関心の醸成

—文化財調査

○市内遺跡の発掘調査・記録保存

—文化財施設管理運営

○文化財保存庫の公開・活用

○歴史資料室を活用した遺物等の整理・保存

—新倉ふるさと民家園管理運営

○和光市古民家愛好会との協働運営

○古民家の活用と文化財の周知

—デジタルミュージアム開設・運営

○和光市の文化財をインターネットで広く周知

創造的な文化の振興（人権文化課）

5. スポーツ・レクリエーション活動の振興

—スポーツ・レクリエーションの環境の整備

—体育施設管理運営

○スポーツ施設の整備

○国や民間企業などの施設の有効活用

—体育施設整備

—総合体育館管理運営

○総合体育館の利用促進

—スポーツ・レクリエーション活動の推進

—スポーツ振興計画策定

—スポーツ振興業務

○市民が参加しやすいイベントなどの開催

○スポーツ・レクリエーション活動の推進

○指導者の養成と活用

体育団体活動支援

市民体育祭

6. 国際化と平和・人権尊重のまちづくり

人権啓発・教育及び平和の推進

人権教育推進

○社会教育における人権教育の推進

- (1) いじめ・不登校等の相談活動の充実
(不登校対策委員会の充実)
- (2) 人権教育推進体制の確立
(社会教育・学校教育における人権教育の推進)
- (3) 人権啓発の充実
(人権作文・標語の募集)
- (4) 同和教育の推進
(人権教育の重要な柱としての位置づけ)
- (5) 教職員研修の充実
(人権教育主任会を通じた活動の推進)
- (6) 和光市人権教育推進協議会の活動の充実
(人権意識の啓発活動推進)

男女共同参画社会の実現（人権文化課）

国際化の推進（人権文化課）

学校教育の努力事項

平成23年度は小学校で学習指導要領が全面实施となり、中学校では、平成24年度に全面实施となる。中学校においても新学習指導要領を円滑に実施できるよう、積極的な取組が求められている。

新学習指導要領では、教育基本法の改正を踏まえ、「生きる力」を育むという理念のもと、知識・技能の習得と、思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること、道徳や体育などの充実により豊かな心や健やかな体を育成することが改訂の基本的な考え方となっている。こうした理念を実現するために、学校教育では、基本目標Ⅱの「自ら学び心豊かに創造性を育むまち」から、基本施策「個性を伸ばし生きる力を育む教育」を掲げ、施策として「確かな学力の育成をめざした教育の推進」を策定した。埼玉県教育振興基本計画の基本理念である「生きる力を育て 絆を深める埼玉教育」の基本目標「確かな学力と自立する力の育成」との連動を図り、①わかる授業、楽しく学べる授業づくり ②個に応じた指導の充実 ③教職員の指導力の向上 を重点項目として取り組んでいく。

1. 確かな学力の育成をめざした教育の推進

学習指導要領に基づく教育課程の確実な実施と教員の指導力の向上を図り、習得した知識技能を基に、よりよく問題を解決していく確かな学力を身につけた児童生徒を育成していく。本市の児童生徒の学力状況は、国や県の学力に関する調査結果の分析では、国や県を上回っているものの、学習に対する関心が低くなっている傾向にある。また、学力の二極化も生じており、基礎的学力が定着できていない児童生徒も見受けられる。学習の大切さを自覚し、進んで学ぼうとする児童生徒の割合がやや減少しており、児童生徒の学習に対する関心を高める取組を一層推進する。

- ア 道徳教育の充実をはかり、将来への夢や向学心を持った児童生徒を育成する。
- イ 「教育に関する3つの達成目標」の実践をとおして、基礎的・基本的な学力の定着を図る。
- ウ 情報機器の整備と教職員ICT活用能力の育成を通して、わかりやすい授業、興味関心を高める授業づくりを推進する。
- エ 少人数加配教員や学力向上支援教員を活用した効果的な指導により、児童生徒一人ひとりの能力を伸ばす指導を進める。
- オ 子どものよさや可能性を評価できる「指導と評価」の一体化を推進する。
- カ 学校活性化事業を活用し、各学校の児童生徒の実態に応じた特色ある教育活動を推進する。
- キ 健康の大切さを認識し、自ら体力づくりに取り組む資質や能力を育成する。
- ク 指導法研修、授業研究会等、教職員の指導力向上を図るための研修会の充実を図る。

2. 地域と連携した教育の推進

児童生徒の生きる力の育成を目指し、家庭・地域の持つ教育力を活用して学校と連携した教育環境を構築することを目指す。特に、学校応援団の組織体制をより整備し、各学校が地域社会の核となる特色ある教育活動を推進していくための支援、さらには各学校のPTA組織や学校支援ボランティアなどを効果的に活用し、児童生徒の豊かな体験活動が実践できる体制の確立を図っていく。

- ア 地域と連携した学校応援団を推進し、特色ある教育活動への支援体制の整備を図る。
- イ 学校応援団との連携、親の学習プログラムの実施により、家庭、地域の教育力の向上を図る。
- ウ みどりの学校ファームの整備を一層図り、学校における農業体験活動を推進する。
- エ 体験的・問題解決的な学習を推進し、子どもたちが自ら課題解決する力を育成する。

3. よりよく適応するための支援体制づくりの推進

子どもたちが将来に展望と意欲を持ち、社会に適応できるよう、充実した学校生活を実現することをめざしている。本市では、教育支援センターを中心として、教育相談員やさわやか相談員を配置し、児童生徒が充実した学校生活を送れるように支援している。本市の児童生徒の状況としては、小1プロブレム、中1ギャップ問題など上級学校に入学した子どもたちが、それぞれの学校にうまく適応できない状況が見られる。特に、中学校における不登校生徒数が課題となっている。

また、発達や就学に関する悩みを持つ保護者も増加しており、さらに、発達障害の児童生徒への対応に苦

慮する教職員も増加している。

- ア 幼稚園、保育園、小学校、中学校間の連携により、不登校、発達障害のある子どもへの理解を深める。
- イ 子供同士の交流活動を活発にし、上級学校へのスムーズな適応を図る。
- ウ 職場体験等、キャリア教育の充実を図り、児童生徒の将来に対する目的意識を高める。
- エ 教育相談、発達相談、就学相談など保護者や児童生徒のニーズに合わせた相談活動の充実を図る。
- オ 不登校児童生徒の学校復帰を目指し、個々のケースに合わせた支援体制の充実を図る。

4. 安全でおいしい学校給食の充実

児童生徒が生涯にわたり健康で心豊かな食生活を送るため、学校給食を通し食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけることを目指している。本市では食器は安全で温かみのある強化磁器の導入を進め、食環境を整えるとともに、季節感あふれる地場産野菜の使用や、お楽しみ献立などを取り入れ、児童生徒が楽しく給食を食べられるよう献立の充実を図っている。

また、児童生徒に衛生的で安全安心な学校給食を提供するために平成12年度からドライシステムを取り入れた給食施設の整備を行っている。

- ア 農家との連携を強化し、給食への地場農産物の使用を推進する。
- イ 米飯給食を中心に、栄養バランス、季節食を重視した献立づくりを推進する。
- ウ 食育にふさわしい材質の強化磁器等、食環境の充実を図る。
- エ ドライシステムを取り入れた給食施設の整備により、衛生管理の徹底を図る。

生涯学習の努力事項

今日、価値観の多様化や少子・高齢化、都市化、高度情報化等、社会の急激な変化により、市民もまた様々な学習機会を必要とするようになった。このような多様化した学習ニーズに対応し、人の心と生活にゆとりと潤いを与えるために、市民の主体的で自主的な学習活動の支援を推進するとともに、学習によってその成果が広く認められ、学習者自身の自己実現につなげていけるよう努めていく。また、市民の共有の財産である、歴史的遺産や有形・無形の文化財など地域文化資源の保護や情報発信に努め、郷土に対する愛着心を醸成する。

1. 生涯学習支援の推進

市民が主体的で自主的な生涯学習活動を行えるよう社会教育施設を充実させるとともに、生涯学習に関する地域間、世代間交流やネットワークの構築・活用、情報発信を行い、活動団体を支援する。また、地域に潜在する社会教育資源や人材の発掘、活用に努める。

- ア 市民の主体的で自主的な学習活動を支援する。
- イ 地域に潜在する社会教育資源や人材を発掘し有効活用する。
- ウ 利用しやすい社会教育施設となるよう計画的に整備を進める。
- エ 市内研究機関や学校、社会教育団体等と生涯学習に関するネットワークを構築し、情報の収集・発信等を進める。

2. 充実した生涯学習機会の提供

市民の多様な学習ニーズや現代的課題に応えるべく、市民の学習要望を取り入れた講座や、地域の特色を生かした独自性のある講座等学習機会を提供するとともに、生涯学習に関する情報を、様々な広報手段をとおして提供する。

- ア 多様な市民ニーズに対応した講座を開催する。
- イ 成人向けの「和光市民大学」及び、小学生を対象とした「子ども大学わこう」を推進する。
- ウ 国の機関等と連携し、地域の特色を生かした独自性のある講座を開催する。
- エ 市ホームページや生涯学習ガイド、メールマガジン等をとおして、講座やイベント等の情報を発信する。
- オ 放送大学再視聴施設和光校を開校し、学位取得やキャリアアップ、自己実現など生涯学習を目指す人を支援する。

3. 歴史的文化資源の保護・活用の推進

市民の貴重な財産である文化財が、開発等で失われないよう保護するとともに、市民の歴史学習の素材として活用を図る。また、講座等の開催やデジタルミュージアムを活用することにより、郷土の歴史を学ぶ機会を提供するとともに、郷土の歴史を後世に伝えていく。

- ア 地域の文化財が開発等で失われることがないよう保護に努める。
- イ 市民の歴史学習の場として午王山遺跡の整備に努める。
- ウ 旧富岡家住宅（新倉ふるさと民家園）の保存、公開、活用を図る。
- エ デジタルミュージアムを活用し、身近に文化財に触れる機会を提供する。
- オ 地域の歴史を学ぶことができる講座を開催する。

4. 市民の学習ニーズに応え、学習の成果を生かした地域づくりを目指す公民館の運営

市民の学習や文化活動の発表・交流等を推進するとともに、各サークル団体等の自主的な活動を支援し、学習ニーズに応える学習機会や学習活動の情報の提供を行う。関係機関や団体・市民等相互の連絡調整を図り、学習の成果を生かした地域づくりの拠点として市民主体の活動を支援する。

- ア 市民の学習ニーズに対応した、学びがいのある講座・教室の開催を推進する。
- イ 各サークル等の発表や研究会等の積極的な参加交流を推進する。
- ウ 市民自らが企画等に参加し、学習プログラムを立案した事業を推進する。
- エ 世代間交流事業など高齢者の社会参加を推進する。
- オ 今日的な課題解決に向けての学習を推進する。
- カ 学習の成果を生かした地域づくりを推進する。
- キ 夏休み里山体験教室を開催し、子どもの生きる力を育むとともに地域間交流を推進する。

5. 市民ニーズに対応した図書館機能の充実

図書館資料の提供をとおして市民の読書活動の推進を図るとともに、日常生活または仕事に必要な情報や知識を得る施設として、市民ニーズに対応した図書館機能の充実を図る。

子どもの読書環境の充実のため、学校や施設と連携し団体貸出を通じて本に触れる機会を増やすとともにわらべうたやお話会といった事業に取り組み、子どもたちと図書館との出会いを身近なものとするとともに本に関わるボランティアの育成・支援により、本の楽しさを広める。

- ア 市民ニーズを踏まえた図書等の整備・充実を図る。
- イ レファレンスサービス（資料紹介、読書相談など）の充実を図る。
- ウ 快適な環境を提供するため施設整備を行う。
- エ 市民図書館講座、読み聞かせ等を開催する。
- オ 小中学校図書館との連携による読書活動を推進する。
- カ 障害者用資料の整備・充実を図る。
- キ ボランティア団体の育成と活動支援に努める。
- ク 今後の図書館の指針となる（仮称）図書館計画等を策定する。
- ケ 司書研修への積極的な参加によるスキルアップを推進する。

6. 人権教育の推進

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、その他様々な人権問題の解決のため、和光市人権教育推進協議会と連携し事業展開するとともに、人権講演会、人権研修会を開催し、人権教育の充実を図る。

- ア 和光市人権教育推進協議会と連携し、フィールドワークなどの事業を実施する。
- イ 人権文化課と連携した人権講演会を開催し、人権教育及び人権啓発の推進を図る。
- ウ 各公民館で人権研修会を開催し、地域での人権教育及び人権啓発の推進を図る。

スポーツ青少年の努力事項

今日、和光市のスポーツ施設の利用者数は年間延べ40万人を超え、登録団体数は1,200団体を超えている。今後も利用者数の増加が見込まれる中、市民が快適・安全にスポーツ・レクリエーション活動を楽しむため、スポーツ振興担当としては、スポーツ・レクリエーションの環境の整備・充実に努める。市民の自主的・自発的な活動を促進し、手軽にできるレクリエーション活動に参加できる環境を整えることにより、子どもから高齢者まで気軽に汗を流し、心身の健全な発達や健康の保持増進が図れるように、スポーツ・レクリエーションの普及に努めていく。

青少年担当では、社会がめまぐるしく変化する中で、青少年が集団や社会の一員として、自主的、主体的に行動する力を養うため、地域の青少年育成団体や育成者の意識啓発・活動の活性化を支援し、青少年が地域の中でさまざまな体験や世代間・地域間交流することのできる環境づくりを推進する。

1. スポーツ・レクリエーションの環境の整備

スポーツ・レクリエーションを市民が安全に楽しむことができるように環境の整備・充実に努めていく。また、市保有の体育施設に限らず、活用されていない土地の利用についても検討を行い、利用者数の増加に対応を図る。

- ア 施設の充実や補修・改修について、計画的な整備を推進する。
- イ 区画・活用されていない市の土地の利活用について検討する。
- ウ 市内の小・中学校、国の施設などの校庭、体育館等のスポーツ施設の有効活用を図る。
- エ 県や国が管理している市内及び周辺の体育施設の情報を提供する。

2. スポーツ・レクリエーション活動の推進

各体育団体や指定管理者と連携し、スポーツの普及・発展を図るとともに、個人でも気軽にスポーツが楽しめる環境を整えていく。また、スポーツを「する」のみではなく、「観る」機会を提供し、さらにスポーツ指導者を「支える」環境を整え、子どもから高齢者まで気軽にスポーツ・レクリエーションが楽しめるようにする。

- ア 体育団体や指定管理者と連携し、スポーツの普及・発展を図る。
- イ 個人でも気軽にスポーツが楽しめる環境を整える。
- ウ 市民にスポーツを「観る」機会を提供する。
- エ 市民のスポーツに関するニーズを把握する。
- オ スポーツ指導者の養成と活用を図る。
- カ だれもが、日常スポーツに取組み健康保持増進を図れる環境を提供する。
- キ スポーツ推進にあたっての施策の策定を進める。

3. 青少年の育成に適した環境づくりの支援

青少年の健やかな成長を支えることは社会全体の責任であることや、青少年の問題は大人社会の反映であることを一人ひとりが再認識し、青少年育成活動に市民総ぐるみで取り組めるように、情報提供と問題の共有を図る機会を提供する。

- ア 青少年育成団体や保護者に対し、研修の機会や情報交換の場を提供する。
- イ 青少年の健全育成を図ることを目的として、結成されている青少年育成和光市民会議等の活動に対し、支援し活性化を図る。
- ウ 青少年が安心して生活できるよう有害環境対策や非行防止活動の促進を図る。